

身近にこんなトラブルが!
かながわ消費生活

注意・警戒情報

水まわりのトラブル。 修理依頼は、 慌てず落ち着いて!



事例

トイレのタンクから水が漏れてきたので、あわてて投込広告を見て修理業者を呼んだ。基本料金3,000円からと広告に書いてあったので、低料金で済むかと思ったら、実際には出張費や交通費がかかり数万円の高額請求にビックリした。

アドバイス



- ・まずは、元栓から水を止めましょう!
- ・修理依頼は下調べをしてから慎重に!

設備交換しないと
直りませんよ!



- ◆ 水漏れトラブルは、まず元栓を締め水を止めることが肝心です。いざという時に慌てない為に、自宅の元栓・止水栓の場所を確認しておきましょう。
- ◆ 修理依頼の際は、広告に表示された価格だけで済むと思わず、作業代金の目安の他、来訪だけでもお金がかかるのか等もあらかじめ確認しましょう。
- ◆ 「設備交換しないと直らない」等、当初の目的と異なることを勧められても、すぐに契約せず応急処置に留めて、他業者との複数見積りをするなど慎重に行動しましょう。
- ◆ サービス内容や料金等の詳細が把握できる業者を選びましょう。地域の管工事組合や地元自治体が指定する上下水道工事事業者への相談も参考になります。
- ◆ 困ったときは、消費生活センターにご相談ください。



消費生活課 ニャン吉

消費生活相談は

消費者ホットライン

☎局番なし

イヤヤ
188

(身近な消費生活相談窓口につながります。)

募集中!

くらしの経済講演会 in 海老名

2019



参加無料!

お気軽にご参加ください

- 日時** | 2月18日(月) 14:00~16:00 (受付は13:30から)
- 場所** | 海老名市文化会館 小ホール(海老名市めぐみ町6-1)
(小田急小田原線・相鉄線「海老名駅」西口から徒歩5分、JR相模線「海老名駅」東口から徒歩5分)
- 内容** | 第1部 14:00-14:20 消費者団体による活動発表
第2部 14:30-16:00
講演「身近な消費者問題の対処法 ~実態を学んで、心豊かな人生を~」
講師 **弁護士 菊地 幸夫 氏**
- 対象** | どなたでもご参加いただけます。
- 定員** | 300名(事前申込制)
- 申込** | 氏名(同行者がいる場合は全員の氏名)、住所、電話番号(携帯可)を
電話(046-235-4567)で、2月8日(金)までにお申込みください。

バラエティ番組でも
おなじみ!

問合せ

海老名市市民相談課
電話 046-235-4567

神奈川県金融広報委員会(神奈川県消費生活課内)
電話 045-312-1121(内線2642)

県の消費者行政に対するあなたの声をお聞かせください! 平成31年度「消費生活eモニター」募集中(2月15日まで)

…概要…

1年間で2回程度のアンケートにご回答いただくほか、ご希望の方に県から消費生活に関する情報提供などをさせていただきます。ご応募の要件は次のとおりです。

- ① 平成31年4月1日時点で18歳以上かつ神奈川県内在住の方
- ② 神奈川県職員でない方
- ③ インターネットのブラウザの閲覧およびメール機能を日本語で利用できる方

●こちらのサイトからお申し込みください。

神奈川県 平成31年度 消費生活eモニター募集案内

問合せ 045-312-1121
(内線2640-2643)



“活動をしている人”も、“したいな”と思っている人”も。

委託事業

地域で消費者にかかわる活動をすすめるための交流会へ参加しませんか!

地域での活動に取り組む際の課題や工夫について、楽しくおしゃべりしながら考えましょう!

申込・問合せ先 (公財)消費者教育支援センター

メール: kanagawa2018@consumer-education.jp
TEL 03-5466-7341 FAX 03-5466-2051
<https://consumer-education.jp/FS-API/FS-Form/form.cgi?Code=2018kanagawa2>



- 日時 平成31年2月16日(土) 13:00~16:30
- 場所 かながわ県民センター13階
消費生活課研修室(「横浜駅」きた西口または西口から徒歩5分)
- 内容 地域で活動している団体や県の取組みの紹介と交流
- 対象 県内に在住、在勤、在学の方
- 定員 30名(※定員を超える申込みがあった場合は抽選)

困ったときは、一人で悩まず地元市町村の消費生活相談窓口にご相談しましょう



神奈川県



高質な訪問販売 保護! かながわ宣言

くらし安全防災局くらし安全部消費生活課(かながわ中央消費生活センター)相談第二グループ
消費生活課ホームページ <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/r7b/index.html>
Facebook(かながわの消費生活) <https://www.facebook.com/kanagawa.shouhi/>
Twitter(かながわ中央消費生活センター) https://twitter.com/kanagawa_shouhi

〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 電話:045-312-1121(代表) / FAX:045-312-3506